

第 5 7 回 理 事 会

日本商品先物振興協会

日 時 平成19年9月12日(水) 正午～

場 所 先物協会 会議室  
(東京都中央区日本橋小網町9-9 小網町安田ビル)

議 案 第1号議案 会員の加入について  
第2号議案 平成20年度税制要望(案)について  
そ の 他 (報告事項)

以 上

## 会員の加入について

### 1. 加入申込者

商号： フィマット・ジャパン株式会社  
住所： 東京都港区海岸一丁目 11 番 1 号  
代表者： 代表取締役社長 ジュリアン・ルノーブル  
資本金： 8 億 7, 5 0 0 万円

取引等の受託等を行う商品市場：

東京穀物商品取引所 農産物市場 (受託)、砂糖市場 (受託)  
東京工業品取引所 貴金属市場 (受託)、ゴム市場 (受託)、  
アルミニウム市場 (受託)、石油市場 (受託)  
中部大阪商品取引所 ゴム市場 (受託)、天然ゴム指数市場 (受託)、  
アルミニウム市場 (受託)、石油市場 (受託)、  
鉄スクラップ市場 (受託)

加入日： 理事会承認日 (本日)

### 2. 加入申込者

商号： インヴァスト証券株式会社  
住所： 東京都港区西新橋一丁目 6 番 21 号  
代表者： 代表取締役社長 石井 秀明  
資本金： 5 9 億 5, 4 0 0 万円

取引等の受託等を行う商品市場：

東京穀物商品取引所 農産物市場 (取次ぎ)、砂糖市場 (取次ぎ)  
東京工業品取引所 貴金属市場 (取次ぎ)、ゴム市場 (取次ぎ)、  
アルミニウム市場 (取次ぎ)、  
石油市場 (取次ぎ)  
中部大阪商品取引所 石油市場 (取次ぎ)

受託会員： 受託会員 (三貴商事 (株))

加入日： 主務省認可日

以 上

平成19年9月

殿

社団法人 全国商品取引所連合会  
会 長 渡 辺 好 明

社団法人 日本商品投資販売業協会  
会 長 加 藤 雅 一

日 本 商 品 先 物 振 興 協 会  
会 長 加 藤 雅 一

## 平成20年度税制改正に関する要望について

近年、日本経済は長期的な景気回復基調にあるものの、昨今では、原油価格などの原材料価格の高騰、為替市場の価格変動などが経済活動に及ぼす影響が懸念される所です。企業経営においては、一次産品価格が高騰する一方で製品価格が競争激化によって下落する「上流インフレ・下流デフレ」現象が収益の圧迫要因となるため、価格変動リスクを効率よくコントロールすることで収益圧迫要因を抑制することが求められます。

商品先物市場が提供する価格変動リスクのヘッジ機能は、公正な価格形成と先行指標価格の提供などの機能と合わせて、産業インフラとして重要なものとなってきています。

しかしながら、わが国の商品先物市場の現況をみると、全国の商品取引所の売買高は、平成15年度の3億1,158万枚をピークとして、平成18

年度では1億7,013万枚と3年間で約45%減少し、平成18年初頭に7つあった商品取引所は平成19年1月までに4つに統廃合されるなど、商品先物市場の流動性は大きく低下しつつあります。

産業インフラとしての商品先物市場が公正な価格形成、先行指標価格の提供、価格変動のリスクヘッジといった機能を十分に発揮するためには、市場の流動性の確保は不可欠の条件であり、この流動性確保において、積極的に価格変動リスクを引き受ける個人投資家をはじめとする多様な投機が果たす役割は、極めて大きなものがあります。このため、商品先物業界では、市場の信頼性と利便性の向上に向けた一層の取組と市場利用に係る正しい知識の普及・啓発に努めているところですが、個人投資家の直接的商品先物市場参加や商品ファンド等集団投資スキームを経由した市場参加を促進するためには、金融所得に係る税制において、金融商品の選好に中立的であり、かつ、わかりやすい税体系がぜひとも必要と思料いたします。

つきましては、平成20年度の税制改正要望といたしまして、次の事項につき、別紙理由書を添えてお願いいたしますので、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます次第です。

〔要望事項〕

1. 商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とし、その税率を同一とするとともに、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。
2. 商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

# 理 由 書 1

商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とし、その税率を同一とするとともに、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講じること。

## 1. 説 明

（1）標記の具体的内容は、個人の商品先物取引（オプション取引を含む。）に係る決済差損益について、以下の事項を要望するものです。

- ① 商品先物取引の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とすること。
- ② 対象とすべき金融所得に対する税率を20%（国税15%、地方税5%）に統一すること。
- ③ 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ④ 上場株式、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を対象とすべき金融所得全般に認めること。

（2）商品先物取引により生じた個人の所得につきましては、平成13年度の税制改正において、初めて申告分離課税制度が導入され、株式等の譲渡に係る所得と同様、26%の税率（国税20%、地方税6%）により課税されることとなりました。しかし、商品先物取引の決済差損益と株式等の譲渡損益との間の通算を可能とする措置については、株式等の譲渡に係る所得課税に源泉分離課税と申告分離課税との選択制が残されたこと等もあって、認められるには至りませんでした。

（3）その後、平成15年度の税制改正により、同年1月から商品先物取引により生じた個人の所得については、株式等の譲渡に係る所得と同様、① 税率を20%（国税15%、地方税5%）とすること、② 損失について翌年以降3年間の繰越控除をすることが認められました。しかし、株式等の譲渡損益との間の損益通算は、上場株式等の譲渡所得に係る税率

が特例措置により、平成15年1月から10%に引き下げられたこともあって実現されませんでした。

- (4) 他の所得との損益の通算については、平成16年1月以降の有価証券先物取引の決済差損益との間での通算及び、平成17年7月以降の金融先物取引法に規定する取引所金融先物取引の決済差損益との間の通算が認められ、先物取引グループ間の損益通算の範囲は拡大したものの、上場株式等の譲渡損益との間では認められないまま、現在に至っております。
- (5) 上場株式等の有価証券に係る譲渡損益と商品先物取引に係る決済差損益との通算については、かつて平成元年までは可能であったものであります。

## 2. 理 由

- (1) わが国における個人の金融資産の積極的活用は、それを必要とする企業や産業インフラである金融市場等に供給していくことにより、経済の活性化及び成長につながるものです。

しかしながら、現在のわが国の金融所得に対する税制は、①金融商品間で課税方法及び税率が異なること、②金融所得相互間の損益通算が限定的にしか認められていないこと、③損失の繰越控除も、限定的に上場株式等、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引にしか認められていないことなどから、キャピタルゲイン・キャピタルロスに係る税制としてリスク性の高い投資（リターンの変動の可能性が大きい投資）に対して不利なものとなっており、個人投資家の積極的な投資行動にとっての障壁となっております。

- (2) わが国の経済の活性化を図るためには、金融所得の税制について、市場選好に中立的で、かつ、個人投資家にとってわかりやすい税体系とする必要があります。具体的には、

- ① 国際的に比肩しうる低額の税率を一律に適用すること。
- ② 年間（毎年）の投資から得た所得を通算できること。
- ③ 投資によって生じた損失については、繰越控除を可能とすること

が必要であります。

- (3) 平成19年度の税制改正大綱においては、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率は、その適用期間を1年延長して廃止すると明記されており、「証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、平成21年(度)からの導入を目指す」とし、また「納税者の利便性の向上や納税手続きの負担軽減に努めるとともに、適正かつ公平な税制を執行するための環境整備を図っていくことが重要である。」と示されております。

この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

- (4) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

## 理 由 書 2

商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益を金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、その税率を同一とするとともに、損益通算及び損失繰越を可能とする措置を講ずること。

### 1. 説 明

（1）標記の具体的内容は、商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について、以下の事項について要望するものです。

- ① 商品ファンド（信託型、匿名組合理型、海外リミテッドパートナーシップ型）の収益分配金・償還損益について金融所得課税一元化の対象とすること。
- ② 金融所得課税一元化の対象とすべき金融所得について損益通算を認めること。
- ③ 個人に適用される、商品ファンドの収益分配金・償還益について、適用される税率が異なっており、その税率を同一とすること。
- ④ 上場株式等、有価証券先物取引、取引所金融先物取引及び商品先物取引に関して認められている3年間の損失繰越を認めること。

### 2. 理 由

（1）わが国における個人の金融資産の積極的活用は経済の活性化及び成長につながるものです。このことから、資産運用の一助としての商品ファンドの収益分配金・償還差益につきましては、金融所得一元化の対象とすることが求められます。

- (2) 商品ファンドの収益分配金・償還益についての所得課税については、組まれる形態によって、信託型の場合には利子所得、匿名組合型及び海外リミテッドパートナーシップ型の場合には雑所得と相違があり、特に信託型を別にすれば総合課税の対象となり、同じ運用成績を呈していても最終手取りベースにおいて差異が生じることがあるなど、金融商品間における税負担のバランスをとること、個人投資家にとってわかりやすい税体系とすることが望まれます。
- (3) 商品ファンドに係る所得について、他の金融商品等から生ずる所得間の損益通算の適用対象とし、損失の繰越控除を可能とすることにより、株式市場や商品先物市場及び金融市場に商品ファンドを通じた個人投資家からの投資資金流入を図る必要があります。
- (4) 平成19年度の税制改正大綱においては、**上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率は、その適用期間を1年延長して廃止すると明記されており、「証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、平成21年（度）からの導入を目指す。」**また**「納税者の利便性の向上や納税手続きの負担軽減に努めるとともに、適正かつ公平な税制を執行するための環境整備を図っていくことが重要である。」**と示されております。

この方針に沿って、リスクを伴う金融商品並びに金融類似商品に係る金融関連の所得についての所得税法の取扱いについて、横断的かつ幅広く金融所得等として定義され、統一的に課税されることが期待されるところです。

- (5) 投資リスクを積極的に負担する個人投資家の果たす役割は、わが国金融・証券・商品先物市場等の流動性確保のために重要な存在であります。金融所得課税制度の一層の改善によって、一般投資家が各々の金融市場及び金融類似市場に参入し、わが国経済の活性化が実現できる可能性が高まりますので、本要望につきましてご理解を賜り、その実現に特段のご配慮方お願い申し上げます。

## 日本商品先物振興協会 常設委員会 委員名簿

総務委員会		制度政策委員会		広報委員会	
◎ 島津 嘉弘	新日本商品(株) 会長	◎ 多々良 實夫	豊商事(株) 会長	◎ 犬嶋 隆	(株)USSひまわりグループ 会長
○ 森 辰郎	エース取引(株) 社長	○ 河島 毅	日本ユニコム(株) 社長	○ 鈴木 敏夫	明治物産(株) 社長
出雲 敏彦	(株)大平洋物産 社長	石川 清助	(株)さくらフィナンシャルサービス 会長	青木 暁	東陽レックス(株) 社長
上村 勤	(株)アルフィックス 社長	宇佐美 洋	多摩大学大学院 教授	伊藤 進	(株)ユニテックス 会長
川路 耕一	三貴商事(株) 会長	佐藤 不三夫	スターセット証券(株) 取締役	太田 幸作	日進貿易(株) 社長
鈕持 宏昭	北辰物産(株) 社長	福田 良一	三菱商事フューチャーズ証券(株) 社長	小笠原 昭夫	光陽フィナンシャルトレード(株) 社長
鈴木 敏夫	明治物産(株) 社長	松井 政彦	岡藤商事(株) 専務	岡本 安明	岡安商事(株) 社長
馬場 重久	岡藤商事(株) 社長	水野 慎次郎	カネツ商事(株) 常務	黒崎 誠	帝京大学経済学部 准教授
松本 猛	日本アクロス(株) 社長	村上 久広	三貴商事(株) 副会長	中島 秀男	第一商品(株) 副会長
清水 清 (広報委員より異動)	カネツ商事(株) 会長	岡地 和道	岡地(株) 社長	寒河江 亮一	(株)ハーベストフューチャーズ 社長
斉藤 広志	アルファコモ(株) 社長	車田 直昭	ドットコモディティ 社長	山崎 勝重	エース取引(株) 取締役
高松 公	日本ユニコム(株) 取締役	鏑木 耕三	日本商品投資顧問業協会 副会長	三村 光代	(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 監事
				濱田 英俊	東京穀物商品取引所 常務理事
				甘利 重治	東京工業品取引所 広報部長
12名 (定数10~15名)		12名 (定数10~15名)		14名 (定数10~15名)	

◎印=委員長、○印=副委員長、網掛け=新任等

## 国民生活センター相談件数に係る分析

	国民生活センター公表件数		商品取引員に係る相談件数（先物協会調べ）				年度委託 売買高	年末口座数
	商品先物取引に 係る相談件数	うち国内公設	商品取引員に 係る相談件数	うち現会員	うち 廃業取引員	解決要請の あったもの		
平成14年度	7,583	2,476	—	—	—			
平成15年度	7,810	2,022	—	—	—			
平成16年度	7,368	1,566	—	—	—			
売買高比	19,233枚に1件	90,492枚に1件	—				141,711千枚	114,619口座
口座数比	15口座に1件	73口座に1件	—					
平成17年度	4,717	708	2,427	(2270)	(157)	197	121,104千枚	104,424口座
売買高比	25,674枚に1件	171,050枚に1件	49,899枚に1件			直接176		
口座数比	22口座に1件	147口座に1件	43口座に1件			日商協経由21		
平成18年度	4,527	(照会中)	1,787	(1736)	(51)	175	94,009千枚	104,085口座
売買高比	20,766枚に1件	—	52,607枚に1件			直接136		
口座数比	23口座に1件	—	58口座に1件			日商協経由39		